

(仮称)東久留米市子ども計画策定の考え方

1 市町村子ども計画とは

令和 5 年 4 月に「こども基本法」が施行され、令和 5 年 12 月に「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども施策に関する基本的な方針、こども施策に関する重要事項、こども施策を推進するために必要な事項を定めた「こども大綱」を閣議決定。

都道府県は、こども大綱を勘案して、「都道府県子ども計画」を定めるよう努める。市町村はこども大綱及び都道府県子ども計画を勘案して「市町村子ども計画」を定めるよう努めるものとされた。

法第 10 条第 2 項に基づき、東久留米市の全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会（「こどもまんなか社会」）の実現を目指し、こども施策を推進する総合的な計画として策定する。

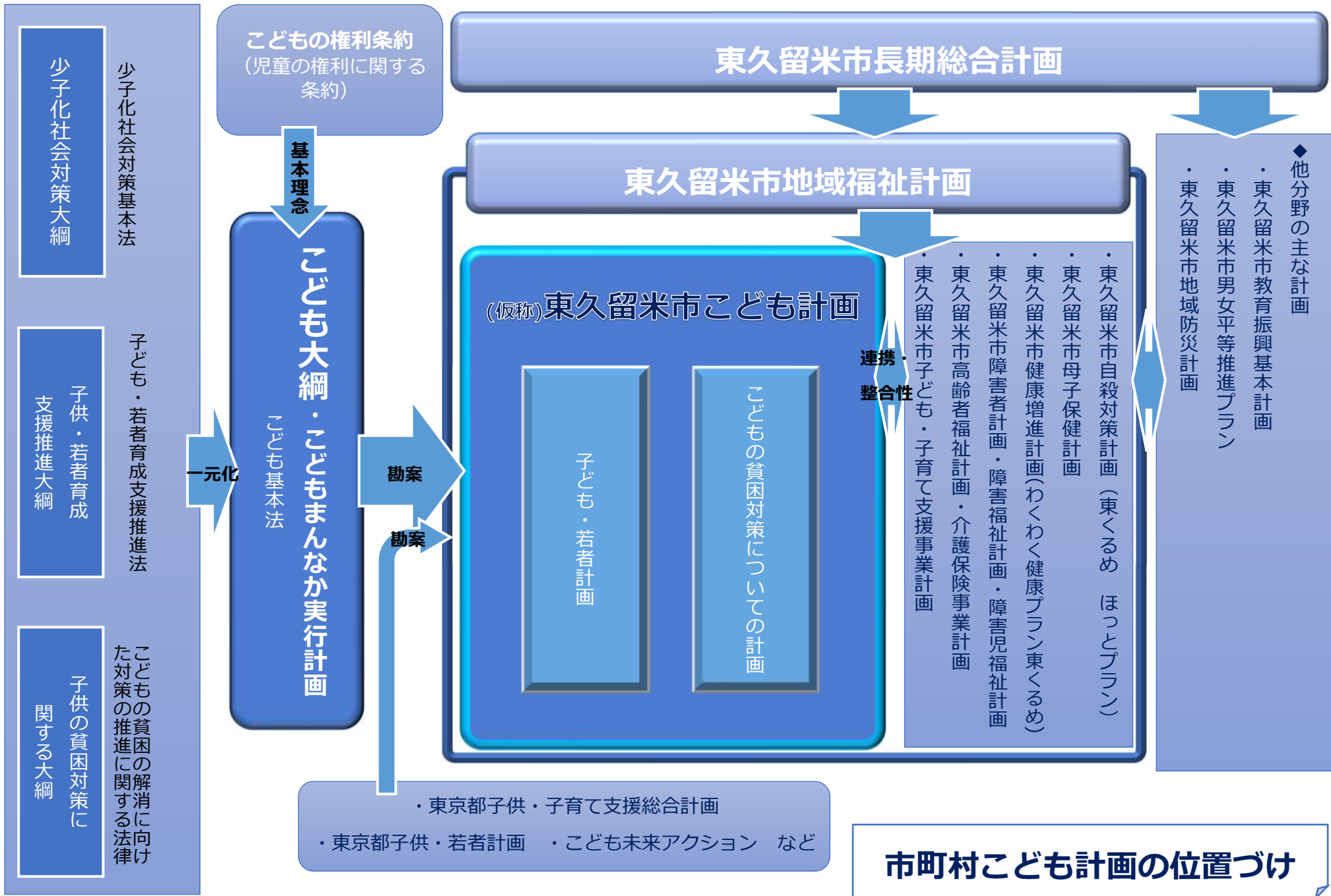
2 (仮称) 東久留米市子ども計画の位置づけ

計画は、既存の各法令に基づく計画と一体のものとして作成することができることとされており、一体のものとして作成することで、区域内のこども施策に全体として統一的に横串を刺すこと、住民にとって一層わかりやすいものとする、事務負担の軽減を図ることなどが期待されている。

法第 10 条第 5 項には、子ども・若者育成支援推進法第 9 条第 2 項に規定する「市町村子ども・若者計画」、こどもの貧困対策の推進に関する法律第 10 条第 2 項に規定する「市町村計画」を一体のものとして作成することができる、とされている。また、そのほか法令の規定により市町村が作成する計画でこども施策に関する事項を定めるもの（《例》「次世代育成支援行動計画」、「子ども・子育て支援事業計画」）についても一体のものとして作成が可能。

「こども大綱」は、従来の「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」を一元化。

➤ 子ども・子育て支援法第 61 条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画は令和 7 年度を始期として別途策定済み。



3 こども・若者の意見徴取について

こども基本法第11条 国及び地方公共団体*は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

→こども施策の策定等にあたっては、こども、若者の意見を聴き、こどもの最善の利益を優先しながら施策に反映しなければならない。

- ① こども・若者に関する意識・実態調査を行う 令和7年度実施（小中学生についてはヤングケアラー実態把握調査と一体の調査として実施）
- ② ワークショップやアウトリーチによりこども・若者から直接意見を聴取する（こどもが集まる場所に出向き意見聴取を行う）
- ③ 計画案に対するパブリックコメントを実施する

*「地方公共団体」…議会や執行機関のほか、法律の定めるところにより置かれる委員会（例：教育委員会）や、法律又は条例の定めるところにより置かれる附属機関が含まれる。

4 計画期間

令和9年度から令和16年度まで8年間 …

第4期・子ども・子育て支援事業計画の計画期間終了に合わせ、こども計画、子ども・子育て支援事業計画、母子保健計画を統合する

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
子・子事業計画	第3期子ども・子育て支援事業計画					第4期子ども・子育て支援事業計画					【統合】 第2期こども 計画・第5期 子子事業計 画・母子保 健計 画
こども計画	第1期こども計画										
母子保健計画	第2次計画	母子保健計画（第3次）									
策定作業	こども計画策定		4期子子事業計画策定					2期こども計画 5期子子事業計画策定			
参考	こども大綱（令和5年12月閣議決定・5年後(令和10年)を目途に見直す）										
	5次長計 前期基本計画	第5次長期総合計画 後期基本計画									
	東久留米市地域福祉計画（第4次改訂）										

※大綱の見直しに合わせ、必要に応じてこども計画の見直しを行う

5 計画の対象

- こども基本法では「こども」を年齢で区切るのではなく、「心身の発達の過程にある者」と定義（第2条）
- こども大綱では、「乳幼児期」（義務教育年齢に達するまで）、「学童期」（小学生年代）、「思春期」（中学生年代からおおむね18歳まで）、「青年期」（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。）
「若者」については、法令上の定義はないが、思春期及び青年期のものとし、「こども」と「若者」は重なり合う部分があるが青年期の全体が射程に入ることを明確にする場合には、わかりやすく示すという観点から、法令の規定を示す場合を除き、特に「若者」の語を用いる。

乳幼児期 0歳	学童期 6歳	思春期 12歳	青年期 18歳	ポスト青年期 30歳	40歳
義務教育年齢に達するまで	小学生年代	中学生年代からおおむね18歳まで	おおむね18歳以降からおおむね30歳未満		
こども					
		若者			

- ➡計画の対象となるこども・若者は、原則として0歳から30歳未満とし、施策によっては40歳未満までを対象とし、加えて子育て当事者を対象と市計画を策定する。

6 こども施策とは

《こども施策の基本理念》

- 1 すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 2 すべてのこどもは、大切に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 3 年齢や発達 の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会の様々な活動に参加できること。
- 4 すべてのこどもは年齢や発達 の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- 5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

【こども施策】 こども、子育てを主たる目的とする①「こどもに関する施策」とこども、子育てに関係する、連続性を持って行われるべき②「一体的に講ずべき施策」の2つからなる。

こどもの健やかな成長に対する支援や、結婚・妊娠・出産・子育てに対する支援を主な目的とする施策に加え、教育施策や雇用施策、医療施策など幅広い施策が含まれる。

こども・若者が暮らすまちの未来、通学・通勤路の道路、公園や児童館、ユースセンター等の居場所や住宅、気候変動に関すること等、こども・若者の今と将来の生活に影響を与える政策や計画、施策、事業について、こども・若者は当事者になる。こども・若者は今を生きる市民であり、こども・子育て担当課だけでなく、あらゆる部署の施策は、こども・若者が当事者になり得ると考えられる。（「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」より）

計画へ掲載する内容は、別紙4 こども施策に関する重要事項、別紙5 こども施策を推進するために必要な事項参照

7 計画策定体制

- 子ども・子育て会議…子ども・子育て支援法第 72 条の規定に基づき、市の子ども・子育て支援施策の総合的かつ計画的に関し必要な事項等の調査審議を行う合議制の機関（地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に基づく附属機関）
こども計画の策定にあたり、様々な分野の有識者等の意見聴取を行い、実効性のある計画策定のために議論を行う。
- 庁内検討委員会…こども・若者に関する事業の整理、課題の抽出、計画素案、原案等の検討
子ども家庭部長、企画調整課長、生活文化課長、環境政策課長、福祉総務課長、障害福祉課長、健康課長、子育て支援課長、児童青少年課長、学務課長、指導室長、生涯学習課長により構成。